

陳 情 文 書 表

平 2 4 陳 情 第 9 号	平成 2 4 年 8 月 2 2 日 受 理
件 名	神奈川県放課後子どもプラン推進事業の県費補助が国庫補助基準を下回らないよう財政措置をすることについて、県に対し意見書提出を求める陳情
陳 情 者	横浜市中区扇町 3-8-7 三平ビル 201 号 神奈川県学童保育連絡協議会 会長 小神 長次
陳 情 の 原 文	
<p>陳情趣旨</p> <p>平成 2 0 年 7 月に神奈川県議会において「神奈川県放課後子どもプラン推進事業県費補助に対する請願（請願第 2 3 号）」が採択され、これに伴い「神奈川県放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」での県の補助金は、一年遅れながら国庫補助基準と同額となりました。</p> <p>ところが、実態としては県の財政の厳しさを理由として、市町村に対して出されている補助金は県費補助金交付要綱の 8 割を下回る金額となっており、秦野市を初め県内市町村に対し、県費で補助されない部分は国庫からも補助されず、市町村の負担は増大しています。</p> <p>県費補助の不足分は、さらに市町村が埋めるか、保護者負担をふやして埋めるか、または運営費を削減するほかありません。このようなあり方は、働きながら子育てをする保護者にとって大変重要な学童保育（放課後児童健全育成）事業を後退させることにつながっていくと考えられます。</p> <p>また、運営費を削減することは、指導員の待遇をさらに劣悪にするか、保育内容を低下することになってしまいます。</p> <p>このような状況を招かないようにするため、せめて国庫補助基準を下回らない県費補助を実施するよう、県に対し意見書を提出していただきたく要望いたします。</p> <p>陳情事項</p> <p>1 神奈川県放課後子どもプラン推進事業に対し、国庫補助基準を下回らない県費補助を実施するよう、県に対し意見書を提出すること。</p>	